

南佐久南部漁業協同組合内共第 1 号第 5 種共同漁業権 遊 漁 規 則

(目的)

第 1 条 この規則は、南佐久南部漁業協同組合が免許を受けた、内共第 1 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、かじか、うぐい、いわな、にじます、やまめ、うなぎ、わかさぎ及びしなのゆきますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊魚の承認及び遊漁料の納入義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項又は第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
あ ゆ	竿釣・手釣	1 人 1 本
	投網・たも網・さで網	網目こま 12 ミリメートル以上、1 人 1 統
にじます・いわな やまめ・うぐい かじか・うなぎ わかさぎ・こい ふな	竿釣・手釣	1 人 1 本
	投網・たも網・さで網	網目こま 12 ミリメートル以上、ただし、わかさぎを対象とするものは網目こま 5.5 ミリメートル以上、1 人 1 統
しなのゆきます	竿釣・手釣	1 人 1 本

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。
いわな やまめ	2 月 16 日から 9 月 30 日まで。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。
にじます	周年。ただし、10 月 1 日から翌年 2 月 15 日までは、小海町大字豊里穂積発電所堰堤から小海町大字千代里宮下頭首工までの千曲川本流とする。また、投網については、別に組合が公表する区域期間。
かじか	5 月 16 日から 12 月 31 日まで（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、5 月 16 日から 9 月 30 日まで。）ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。
うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます	周年（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2 月 16 日から 9 月 30 日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
千曲川 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流 110 メートルに至る区域	周 年
大石川 南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流	周 年
南相木川 南相木ダム下流の貯砂ダムから上流	周 年

(全長制限)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
いわな・やまめ・にじます	全長 15 センチメートル以下
こ い	全長 18 センチメートル以下
うぐい・ふな	全長 10 センチメートル以下
う な ぎ	全長 30 センチメートル以下
か じ か	全長 5 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 7 条 第 2 条第 4 項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000 円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
全魚種	1 日	2,000 円
	1 年	8,400 円

(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料
中学生以下	無 料
身体障害者	前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 第 1 号以外の遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	承認期間	遊 漁 料
あ ゆ	さで網・たも網 投網	1 日	2,630 円
あゆ以外の 魚種	さで網・たも網 投網	1 日	2,100 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインサービスにおいてしなければならない。ただし、竿釣、手釣による遊漁のうち、承認期間 1 日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 南佐久郡小海町大字豊里 756-11 南佐久南部漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

3 前項の規定にかかわらず手釣又は竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真（承認期間が 1 年間の遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

（違反者に対する処置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、令和 6（2024）年 1 月 1 日から施行する。

（行政庁の認可日 令和〇（202X）年〇月〇日）